

政令第 号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第四十一条第一項及び第五十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「六十五万千円」を「六十六万千円」に改める。

第三十四条第一号中「九十七円二十三銭」を「九十五円二十五銭」に改める。

別表第五の下欄中「千九百五十九円三十二銭」を「千九百六十四円三十七銭」に、「千三百二十五円四十二銭」を「千三百二十八円八十四銭」に、「千二百十円十七銭」を「千二百十三円二十九銭」に、「千五百十二円五十四銭」を「千五百五十五円五十一銭」に、「八百六十四円四十一銭」を「八百六十六円六十三銭」に、「百二十八円六銭」を「百二十八円三十九銭」に改める。

附則

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

2 平成十三年三月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び平成十二年度以前の分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。